

下田市公の施設の指定管理者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 16 年下田市条例第 23 号。以下「条例」という。)及び下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(平成 16 年下田市規則第 8 号。以下「規則」という。)の規定に基づき、公の施設の管理を行う指定管理者の選定を公平かつ適正に実施するため設置する下田市公の施設の指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の運営について、必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第 2 条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 選定委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 指定管理者の候補者の選定は、選定における審査基準(別表)に基づき実施するものとする。

6 選定における審査項目と配点については、会議において決することとする。

(議事参与の制限)

第 4 条 委員会の委員長及び委員は、選定対象となる団体と直接の利害関係のある事案については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(意見の聴取等)

第 5 条 委員長は、選定委員会の業務を遂行するために必要と認めるときは、選定委員会に専門的事項に関し学識経験のある者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴取し、若しくは資料の提出を求めることができる。

(審査結果の公表)

第 6 条 選定委員会における審査の結果は、公表する。

(会議の開催手続)

第 7 条 指定管理者の公募の内容を定めるときは、当該公の施設を所管する課 (以下「所管課」という。) は、下田市公の施設の指定管理者募集基準審査依頼書 (様式第 1 号) に公募に関する必要な書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

2 指定管理者の候補者の選定を行うときは、所管課は下田市公の施設の指定管理者選定委員会開催依頼書 (様式第 2 号) に必要な書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

3 指定管理者の指定の取消し等を行うときは、所管課は当該取消し等の審査に必要な書類を委員長に提出し意見を求めることができる。

4 指定管理者の事業内容の調査確認を行うときは、所管課は事業報告書等の必要な書類を委員長に提出し意見を求めることができる。

5 選定委員会において所管課は、次の事務を行う。

(1) 指定管理者の募集、選定又は指定の取消し等に関する議案の説明

(2) 会議の経過及び結果の記録

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則第 6 条に規定する選定委員会の業務を遂行するため必要な事務

(会議の庶務)

第 8 条 選定委員会の会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(下田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱の廃止)

2 下田市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱(平成 17 年下田市告示第 19 号)は、廃止する。

附 則 (平成 19 年 9 月 14 日告示第 50 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

選定における審査基準

選定基準	審査項目	審査の視点
1 利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の利用者に対する不当な利用制限はないか。 ・ 一部の利用者を不当に優遇していないか。 ・ その他（ ）
	(2) 利用者に対するサービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者にとって利便性が高まっているか。 ・ 初めての利用者にとって利用しやすい施設となっているか。 ・ 利用者からの要望に対し、柔軟に対応できる体制となっているか。 ・ 平等利用の確保と両立しているか。 ・ その他（ ）
2 公の施設の効果的な活用と管理経費の縮減	(1) 施設の効果的な活用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利用を促進させる方策がとられているか。 ・ 利用料金等の考え方は妥当か。 ・ 施設の運営に住民が関与する方策がとられているか。 ・ 管理運営業務と自主事業の両立は図られているか。 ・ その他（ ）
	(2) 管理経費の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理経費の縮減が図られているか。 ・ 経費の縮減に対し、事業者の創意工夫が見られるか。 ・ 経費の縮減が利用サービスの低下を招いていないか。 ・ その他（ ）
3 管理を安定して行う物的及び人的能力	(1) 施設の適切な維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の質を維持又は向上させるものであるか。 ・ 災害等緊急時に対応できる体制であるか ・ その他（ ）
	(2) 施設の適切な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民サービスを向上させるための十分な体制となっているか。 ・ 施設の運営に必要な資格者は確保されているか。 ・ 個人情報保護の体制とそのチェックは適当か。 ・ その他（ ）
4 申請団体の経営状況	(1) 経営の健全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営状況に問題はないか。 ・ 法令等を遵守した経営が行われているか。 ・ 同様の施設の管理実績はあるか。 ・ その他（ ）
	(2) 経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務状況に問題はないか。 ・ その他（ ）

指定管理者選定の審査に際して、選定の審査基準の特記事項がある場合には、「審査の視点」欄のその他の項目に記載されます。

様式第1号（第7条関係）

第 号
年 月 日

指定管理者選定委員会委員長 様

下田市公の施設の指定管理者募集基準審査依頼書

下田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条又は第5条の規定により、指定管理者の公募の内容について審査を依頼します。

公の施設の名称		
指定管理者の指定までの日程		募集期間 年 月 日から 月 日まで 指定管理者の指定 年 月市議会提出予定
募集の方法		1 公募による選定（条例第2条） 2 公募によらない選定（条例第5条）
指定管理者が行う業務の内容		・ ・ ・
募集の基準	指定の期間	年 月 日から 月 日まで 年間
	申請資格の特記事項	
	指定に係る予算措置についての基準	
	選定の審査基準の特記事項（別表に規定する「審査の視点」に加える事項）	
備考		

（添付書類）

指定管理者募集要項（案）

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

指定管理者選定委員会委員長 様

下田市公の施設の指定管理者選定委員会開催依頼書

下田市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の規定により、指定管理者の選定を依頼します。

公 の 施 設 の 名 称		
指定管理者の指定提出議会		年 月市議会
指 定 管 理 者 に 求 め る 管 理 の 条 件		
募 集 の 状 況	募 集 の 方 法	1 公募による選定（条例第 2 条） 2 公募によらない選定（条例第 5 条）
	申 請 団 体 の 名 称	
備 考		

（添付書類）

- 1 申請団体からの提出書類に基づく項目別の比較表
- 2 その他選定委員会の審査に必要と認める書類